平成２５年（フ）第７６１５号
埼玉県八潮市大瀬468番地１ＭＡＸＭＯＤＥ705
破産者　株式会社アンコニュ
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９０９号
東京都府中市住吉町２丁目３－２－106
破産者　長谷　義和
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１６２号
神奈川県相模原市緑区橋本７丁目12－９－202
破産者　佐々木宣子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３９０号
千葉県我孫子市湖北台10丁目３－６
破産者　カーン真樹子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４２７号
東京都杉並区下高井戸２丁目18―15　リアンシェール下高井戸
破産者　亀高　次郎
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４０号
東京都江戸川区中葛西５丁目19―30―301
破産者　蒲原　恒太
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４７２号
埼玉県桶川市寿２丁目３―15―303
破産者　島田　　悟
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５３０号
新潟市秋葉区朝日257番地４
破産者　遠藤　國夫
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
茨城県土浦市中貫2440番地１
破産者　鈴木　良明
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
千葉県袖ケ浦市のぞみ野71番地17
破産者　石井　明道
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１０９５号
札幌市豊平区中の島１条10丁目８番15―312号
破産者　夫松　孝司
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０４号
北海道北広島市大曲光２丁目１番地１　シャイニングライブ２－Ｂ号
破産者　上出　智寛
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６号
埼玉県所沢市大字上安松445番地の１　プレール秋津103
破産者　高野　　昇
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９７号
埼玉県川越市大字今福2736番地　ハイツ中台206号室
破産者　藤原　貴彰
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９８号
神奈川県小田原市酒匂１丁目６番15号、前住所神奈川県小田原市酒匂３丁目14番36号
破産者　田中　淳一
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１号
富山県黒部市荒俣3858番地13
破産者　井田　眞一
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第３８号
静岡県駿東郡小山町須走60番地の162　第３須走ハイツ201号
破産者　鴨井　　健
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２７号
名古屋市西区枇杷島５丁目29番21号　サンガーデン枇杷島203号
破産者　山内　敏弘
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８９号
大阪府枚方市渚西１丁目５番51―105号
破産者　添野　伸一
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３０号
大阪市西区立売堀３丁目３番13―502号
破産者　山村　清嗣
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部